平成２５年（フ）第２４７号
神奈川県座間市東原１丁目11番52―２号
債務者　増本　一志
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２４８号
神奈川県座間市東原１丁目11番52―２号
債務者　増本　　恵
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２５４号
相模原市緑区久保沢２丁目１番９号　ヴィラ竹林２―203
債務者　大城　友紀（旧姓増井）
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２５５号
相模原市中央区上溝７丁目３番16号　ネオシティ元町203号室
債務者　内藤　健一
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２５９号
相模原市中央区相模原６丁目１番７号　ＴＢＫマンション603
債務者　花田　伸子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２６０号
相模原市中央区中央４丁目９番13号　レオパレスアーバンヒル101
債務者　山内　伸幸
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第６８６号
堺市中区八田南之町357番地３　インテックスⅢ番館203号、前住所堺市中区深井中町1007番地15
債務者　喜多　友子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７１９号
堺市西区草部173番地３　ロイヤル鳳壱番館201号
債務者　乾　　公雄
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７３０号
堺市東区引野町１丁126番地11
債務者　石原　敬子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７３２号
堺市堺区旭ヶ丘北町２丁１番24号
債務者　上野　豢子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２０３号
高知市西町50番地　ジョイフル西町107
債務者　岡本　敬司
1　決定年月日時　平成25年８月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２０号
高知市朝倉甲50番地６　２Ｆ
債務者　西尾トモコ
1　決定年月日時　平成25年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２８号
高知県吾川郡いの町枝川2450番地57　相愛ハイツ201号
債務者　茨木　義博
1　決定年月日時　平成25年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２９号
高知県吾川郡いの町枝川2450番地57　相愛ハイツ201号
債務者　茨木　展子
1　決定年月日時　平成25年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２３３号
高知市介良乙3053番地１　森本マンション１号
債務者　西尾ひろ子
1　決定年月日時　平成25年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３７１号
東京都荒川区西尾久５丁目８番22―1001号クレストコート小台レジデンス、前住所東京都荒川区西尾久５丁目８番22―903号　クレストコート小台レジデンス
債務者　南雲三重子
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１０４６号
福岡市西区周船寺１丁目５番７―303号
債務者　山本美智子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部